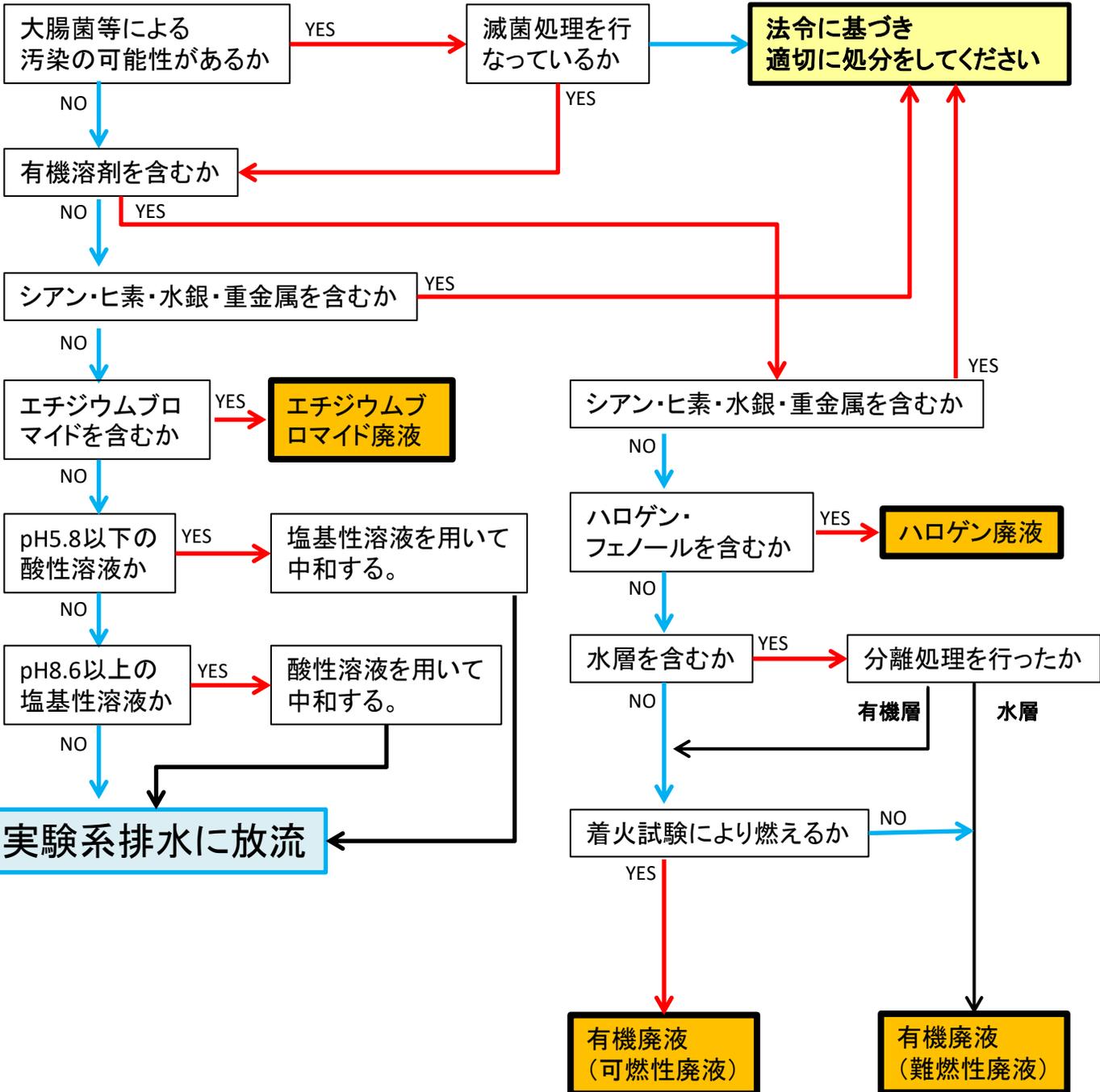


実験廃液の分類について

とっとりバイオフィロンティア 2019.4.1

実験によって発生した化学物質を含む**全ての廃液**、廃液の入っていた**容器をすすいだ水(2回目まで)**は実験廃液とみなし、以下の手順で分類を行なってください。(固形物は除いてください。)

YES →
NO →



特別な措置が必要な廃液(シアン・ヒ素・水銀・重金属廃液、その他)が発生する場合は、**当施設では処分ができません**。実験者の方が持ち帰り、関係法令に従い適切に処分してください。

当施設内で回収・廃棄可能な廃液 (分類例)

とっとりバイオフロンティア 2019.4.1

分類	試薬名等	備考	
ハロゲン系廃液	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、クロロホルム、塩化メチレン、二塩化エチレン、クロロエチレン、メチルクロロホルムなど	pH5.0～9.0に調整すること。	所定の容器に入れて廃棄してください。
	フェノール、クレゾールなど		
有機廃液 (可燃性廃液)	ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、シクロヘキサン、酢酸、酢酸エチル、ジメチルエーテル、アセトン、エタノール、メタノール、イソプロパノール、ブタノール、ホルムアミドなど	水溶液の濃度ではなく、燃えるか否かで判断してください。	
有機廃液 (難燃性廃液)	ホルマリン、大量の水を含む水溶性溶液(アセトン、ベンゼン、ヘキサン等)		

※ご不明な点がございましたら、まずは推進室へご相談ください。

特別な措置が必要な廃液(シアン・ヒ素・水銀・重金属廃液、その他)が発生する場合は、**当施設では処分ができません**。実験者の方が持ち帰り、関係法令に従い適切に処分してください。